

トレーシングレポート（服薬情報提供書）の運用について

広島県病院薬剤師会医療連携支援検討委員会 2019年10月1日作成

1. トレーシングレポートとは

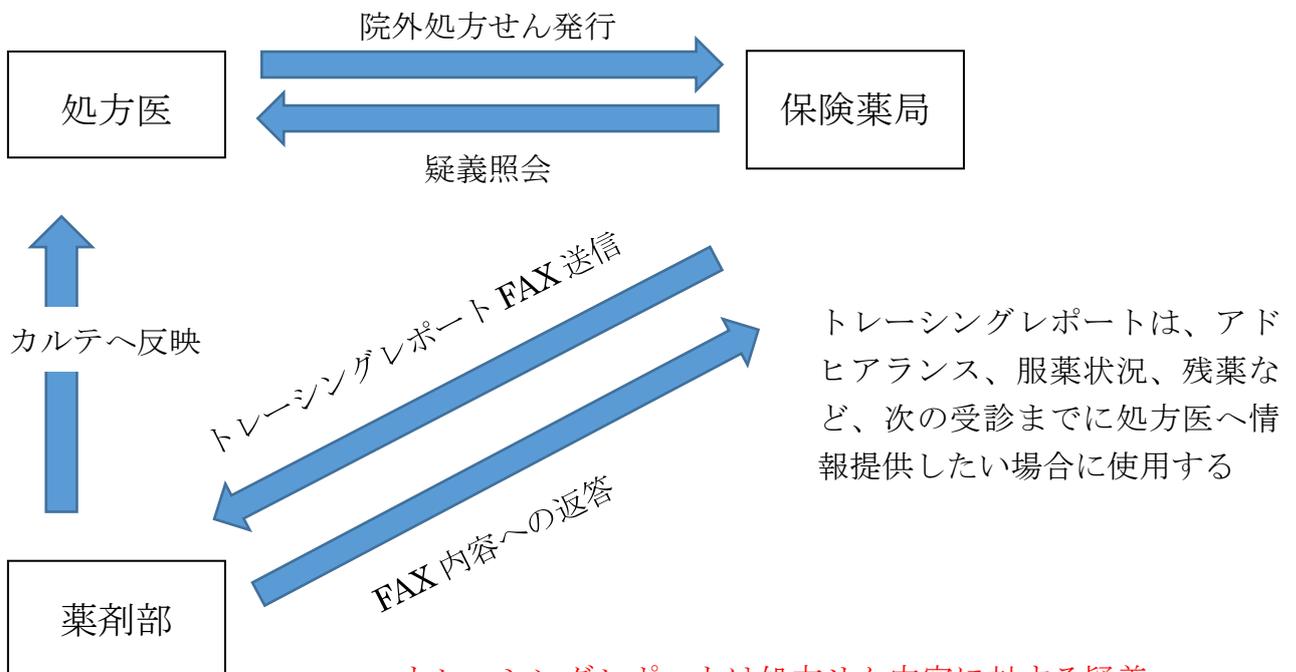
患者からの聞き取り情報（アドヒアランス、残薬、複数病院受診、OTCや健康食品の服用）など、「緊急を要さない（即時性の低い）情報」について医師へ情報をフィードバックするレポートです。

*** トレーシングレポートによる情報提供は疑義照会ではありません。**

2. 目的

保険薬局で「緊急を要さない（即時性の低い）情報であるが、処方医師へ情報提供した方が望ましい」と判断された情報を当院薬剤部門で集約し、処方医師へその情報をフィードバックします。そうすることで、保険薬局からの情報を共有化し、薬物治療の有効性と安全性の向上を図ることを目的としています。

3. トレーシングレポートの運用方法



トレーシングレポートは処方せん内容に対する疑義照会等の問い合わせではありません！！

4. 病院・保険薬局における対応

4-1 参加病院の登録

当該施設の薬剤師がトレーシングレポートの受け入れが可能（保険薬局からの FAX 受け入れ、および FAX による対応内容を返信できることが必須条件）な場合、広島県病院薬剤師会地区担当理事に、FAX 番号と宛先（〇〇病院薬剤部など、FAX が薬剤部門に確実に届く宛先）を伝える。

地区担当理事は医療連携支援検討委員会に報告、医療連携支援検討委員会にて広島県病院薬剤師会 HP にトレーシングレポートの受け入れ可能施設を登録する。

4-2 病院薬剤部門におけるトレーシングレポートの取扱い

病院薬剤部門では届いたトレーシングレポートの内容を速やかに確認、内容を処方医に伝達する。伝達方法は各施設の運用方法による。また、伝達した内容はカルテに反映されることが望ましい。

トレーシングレポートとして不適切な場合、つまり即時性があるような事例、疑義照会すべき事例については、保険薬局にその旨を連絡する。

病院薬剤師は、医師から得た回答など、病院での対応をトレーシングレポート下部に記入し、送信元薬局に必ず返信する。

4-3 保険薬局におけるトレーシングレポートの作成

一般社団法人広島県病院薬剤師会 HP、公益社団法人広島県薬剤師会 HP のいずれかよりトレーシングレポートをダウンロードする。この時「運用の手引き」を必ず一読すること。

必要事項を記入後、FAX にて処方箋発行病院へ送信する。トレーシングレポートの受け入れ可能施設の送付先 FAX 番号は、広島県病院薬剤師会 HP で確認可能です。HP に FAX 番号が掲載されていない病院への情報提供については、各病院の薬剤部門へ直接問い合わせしてください。

※服薬情報提供書（トレーシングレポート）による情報提供は、院外処方せんにおける疑義照会等の「問合せ」ではありません。処方せん内容に関する疑義照会は従来通り各施設指定の方法でお問い合わせ下さい。

5. 注意事項（※重要）

トレーシングレポートは最低 5 年間施設によって保管すること。

トレーシングレポートによる情報提供は、医師に対する問合せではありません。処方内容に関する疑義照会や問い合わせは従来通り各施設で決められている方法でお問い合わせ下さい。

一般社団法人広島県病院薬剤師会、公益社団法人広島県薬剤師会では統一したトレーシングレポートの使用（現在使用されている服薬情報提供書からの変更）を推奨しています。